



インドネシア法務情報 ～外国資本投資に関する重要な改正について～

北陸銀行 国際部
シンガポール駐在員事務所
所長 上原 清志

1. はじめに

インドネシアは、ASEANの中でも外国資本による直接投資規制が多い国の一つです。特に課題として挙げられるのが、最低投資金額および最低払込資本金に関する規制であり、外資企業にとっては悩みの種の一つです。

2021年5月、インドネシア投資調整庁(以下BKPM)の新規則により外国資本投資に関する重要な改正が行われましたので、概略をご紹介します。

2. 最低投資金額

(1) 原則

外資企業は、「(土地および建物を除く)最低投資額100億ルピア(約7,600万円)超」を満たす必要があります。この最低投資額は、インドネシア標準産業分類(=KBLI、5桁の数字で構成)に基づく事業分野ごとかつ事業地ごとに求められます。つまり、KBLIが異なる複数事業や複数事業地での投資となった場合、その分最低投資額も増えてしまうということになります。

(2) 今回の変更点(上記原則に対して、一部の業種で例外が規定されています)

事業分野	変更前	変更後
A. 卸売業	KBLIの上2桁ごとに、100億ルピア超(土地および建物を除く)	KBLIの上4桁ごとに、100億ルピア超(土地および建物を除く)
B. 飲食サービス業	1つの県または市単位ごとに、100億ルピア超(土地および建物を除く)	KBLIの上2桁ごとかつ1箇所ごとに、100億ルピア超(土地および建物を除く)
C. 建設業	1つの建設活動ごとに、100億ルピア超(土地および建物を除く)	KBLIの上4桁ごとに、1つの建設活動において100億ルピア超(土地および建物を除く)
D. 製造業	原則の通り	異なるKBLIの製品製造でも1つの生産ラインであれば、100億ルピア超(土地および建物を除く)で足りる

《例》

・「A. 卸売業」のケース

その他食品・飲料卸売業(KBLI 46339)およびスポーツ用品卸売業(KBLI 46492)で事業を営む場合、変更前であれば上2桁は同じ「46」であり最低投資額は100億ルピア(約7,600万円)超で足りましたが、変更後は上4桁が「4633」・「4649」と異なっており、最低投資額は200億ルピア(約1億5,300万円)超が必要となります。

・「D. 製造業」のケース

電子コネクタ等製造 (KBLI 26110) とコンピュータ組立製造 (KBLI 26210) を1つの生産ラインで行う場合であれば、投資金額は100億ルピア (約7,600万円) 超で足りることになりました。

【参考：KBLI (KLASIFIKASI BAKU LAPANGAN USAHA INDONESIA) 2020】

一見すると、卸売業・飲食サービス業・建設業は最低投資額について規制強化、製造業は規制緩和されているように見受けられます。しかしながら、例えば飲食サービス業の場合、変更前であればジャカルタ市内に複数箇所の投資であっても100億ルピア (約7,600万円) 超で足りたのが、変更後は1箇所ごととなるため、仮に3箇所の投資だと最低投資額は300億ルピア超 (約2億3,000万円) になってしまい、あまり現実的な規制強化ではないように思われます。

なお、最低投資額要件は既存の外資企業において新たに別のKBLI事業を行う際にも適用されるため、新規投資に加えて拡大投資の場合にも十分注意する必要があります。解釈や判断が難しい場合、投資計画策定前に現地のコンサルタント・専門家あるいはインドネシア投資調整庁へ確認することをお勧めいたします。

3. 最低払込資本金

従来、外資企業の最低払込資本金は25億ルピア (約1,900万円) でしたが、BKPM新規則により最低払込資本金は100億ルピア (約7,600万円) に改正されました。

つまり、「2. 最低投資額」で説明した100億ルピア (約7,600万円) 超 (土地および建物を除く) は、従来であれば最低払込資本金25億ルピア (約1,900万円) + 借入金等の他人資本75億ルピア (約5,700万円) 超で要件充足が可能でしたが、今後は事業開始時点で資本金100億ルピア (約7,600万円) を満たす必要があります。

本規制は資金計画で相当のインパクトがあり、投資計画策定時には十分注意する必要があります。

4. その他

今回は触れておりませんが、2021年2月以降、①外資出資比率規制の見直し (表面上は大幅に緩和)、②リスクベース・アプローチ (対象事業のリスクを4段階に分類し各リスクレベルに応じた手続き) での事業許可実施など外資企業にとって重要な改正が続々と施行されています。しかしながら、インドネシア国内世論に押されて再度の規制改正 (外資参入の制限強化) や細則を見ると実は規制変更なしというケースもあるようです。加えて、インドネシア政府当局のシステム整備が追いついていないため、実務対応は後手後手になっているのが現状です。

インドネシアでは外資企業に関連する規制改正が突然発表されることが多く、当事務所でも現地動向を注視しながら出来る限りタイムリーに情報提供してまいります。

以上

<ご注意> 文中意見は筆者の個人的見解であり、北陸銀行としての見解の反映ではありません。当レポートは作成時点の経済状況に基づき、情報提供のみを目的に作成したものです。

記載内容についてはご利用者のご判断と責任のもと、ご利用くださるようお願いいたします。

ほくりく長城会

海外ビジネス情報

発行：北陸銀行 ほくりく長城会事務局

〒920-0024 金沢市西念1-1-3 コンフィデンス4F

((株) 人材情報センター内)

TEL: (076) 254-6500 FAX: (076) 254-6565

E-mail: info@chojo-hokugin.jp